

令和3年度 第6回下野市教育委員会定例会議事録

日 時	令和3年9月22日（水）午後1時30分～午後4時50分			
会 場	下野市役所3階 301・302会議室			
出席委員	教 育 長	石崎 雅也	職務代理者	永山 伸一
	委 員	熊田 裕子	委 員	石嶋 和夫
	委 員	佐間田 香		
出席職員	教育次長		近藤 善昭	
	教育総務課長		上野 和芳	
	学校教育課長		田澤 孝一	
	生涯学習文化課長		浅香 浩幸	
	文化財課長		山口 耕一	
	スポーツ振興課長		若林 毅	
	教育総務課課長補佐		神田 晃	
	学校教育課指導主事		水本 百合子	
	学校教育課指導主事		土田 礼巳	
	教育総務課主事		慶留間 遥	

公開・非公開の別 公開（一部非公開）

傍 聴 者 0 人

報道機関 0 人

議事録（概要）作成年月日 令和3年10月13日

議 事

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 議案第31号 | 下野市就学支援委員会の判定結果について（第1回答申） |
| 議案第32号 | 下野市立南河内小中学校スクールバス運行規則の制定について |
| 議案第33号 | 令和4年度小・中学校職員定期異動における下野市の重点目標について |
| 議案第34号 | 下野市歴史資料等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について |

協議事項

- (1) 令和4年度下都賀地区市町教育委員会連合会「全体研修会」における研修講師（案）について

報告事項

- (1) 教育委員会後援等の承認について
- (2) 押印を求める手続の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について
- (3) 押印を求める手続の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令について
- (4) 下野市学校情報セキュリティ委員会設置要綱について
- (5) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果について
- (6) 令和3年度 とちぎっ子学習状況調査の分析結果について
- (7) A L T派遣者の変更について
- (8) 令和3年度教育委員会主要日程について

その他

- (1) 成人式を迎える方への新型コロナワクチン優先接種等の案内
- (2) 天平マラソン大会について
- (3) オクトーバー・ラン&ウォークについて

1. 開会
2. 教育長挨拶及び報告

(石崎教育長)

本日午前、臨時校長会議が開かれた。そこで共有した内容について、田澤学校教育課長から報告する。

(田澤学校教育課長)

まず、10月4日からの登校についてである。9月30日が一つの区切りではあったが、各校の意見も取りまとめ、市内小中学校では週明けの10月4日以降、通常授業を実施することとした。また、中学校の部活動については、感染対策を十分講じた上で、9月27日から実施可能とした。活動時間については、平日は1時間、休日は2時間を目安としている。現在、県立の学校では部活動が実施されているが、下野市では中止の対応をとっているため、再開にあたっては生徒の怪我等に十分注意するよう、各学校長へ伝えた。また、児童生徒の出席停止の扱いについては、現行のとおりとする。新型コロナウイルスワクチンの副反応による発熱での欠席も、出席停止扱いで進めていく。なお、このことについては、本日18時に一斉メールで各保護者に周知する予定である。10月4日からの登校については以上である。

次に、中学3年生のワクチン優先接種枠についてである。市では中学3年生、高校3年生、就職活動を控えた方のワクチン優先接種枠を設ける。本日15時から明日19時まで第1部の申込みを、10月4日15時から6日19時まで第2部の申し込みをインターネットまたは電話にて受け付ける。実際に接種ができる日は、市成人式参加者のワクチン優先接種枠と同じ日である。第1部が9月25日と10月16日のセットであり、時間は18時から20時までである。既に別の日に予約をしている方でも、接種をまだ受けていなければ、今回の優先接種枠に予約を変更することが可能である。本日12時の段階で、市内中学3年生の保護者に案内のメールを送信しているため、接種を希望しているが、まだ予約が取れていない中学3年生の利用が見込めると考えている。なお、第2部優先接種枠は、10月9日と10月30日のセットである。現在、対象である12歳から19歳の市内児童生徒及び学生の約40パーセントがワクチン接種を受けており、現在接種を受けていない中学3年生は150人程度である。その人数であれば、今回設けた枠で十分対応が可能とのことである。

最後に、健康観察アプリの導入についてである。本日の市長の定例記者会見でも発表を行った。現在各小中学校では、毎朝、体温記録や健康状態の記録用紙を児童生徒から回収し、健康観察を実施しているのだが、これを保護者のスマートフォンのアプリから行えるようにする。学校は登校前に、児童生徒の健康状態を把握することができるようになる。このアプリを11月か

ら導入する予定である。スマートフォンを持っていないご家庭の場合は、GIGAスクール端末を利用し、入力を行う。ネットワーク環境が整備されていない家庭の場合でも、アプリに入力をしてもらえれば、児童生徒が端末を学校へ持ってきた際に、ネットワークに繋がるため、入力した記録を送信できる。導入初期段階では、アプリと紙の記録表を併用して健康観察を実施し、対応が可能になってきた段階で、紙の記録表を廃止していく予定である。

このアプリを導入することで、一斉休校や出席停止の時でも、児童生徒の家庭での健康状態を学校が把握できる。また、今年度は夏休みの最後に、各家庭に対して担任が電話をし、児童生徒全員の現在の体調を確認したが、そういった確認もアプリであれば一括で行うことができるため、健康観察にかかる時間を削減できる。更に、コロナウイルスが終息した後は、プールに入る際の体温記録にも使うことができ、インフルエンザ等の流行時期にも活用ができると考えている。また、このアプリは、学校から保護者宛てに文書を送付することもできるため、学校が発出した文書を、児童生徒が保護者に渡さなかったため、保護者に連絡事項が伝わらなかった、ということをおある程度防ぐ効果も期待できる。健康観察が中心ではあるが、今後の様々な対応にこのアプリを活用したいと考えている。

(石崎教育長)

数点付け加える。まず、10月からの登校並びに部活動についてであるが、これは下野市だけでなく、下都賀管内5市町の教育長で協議したものである。多少市町によって差はあるが、ほぼ同じ内容で5市町とも実施する予定である。また、この内容については、この場で教育委員の了解を得られれば、会議終了後、新聞社、情報機関へ発出する。こちらを発出してよろしいか。(全委員承認)

なお、通常授業の開始を10月1日と4日のどちらにするか、については、会議にて各校長が協議し、決定したものである。

それでは、8月19日から本日9月22日までの職務について報告する。

- ・8月23日、第5回下都賀地区教育長部会が開催された。人事行政に関わる諸課題の解決について協議を行った。また、学校管理職員のパワー・ハラスメント等の撲滅に向けて、栃木県教育委員会義務教育課より指導の依頼があった。
- ・8月25日、第4回市定例校長会議が開催された。主な説明事項として、「下野市児童表彰について」「教職員全体研修会発表資料の作成について」「しもつけふるさと学習（ふくべ細工体験）について」等があった。
- ・8月27日、「下野かんぴょう・ふくべ振興の会」代表が来庁

した。「しもつけふるさと学習（ふくべ細工体験）」についての説明、互いの確認を行った。

- ・同日、第1回いじめ問題対策連絡協議会が開催された。小中学校長会代表、小中児童・生徒指導担当代表、市PTA連絡協議会代表、民生委員児童委員協議会代表、市顧問弁護士、県南児童相談所をはじめとした県関係機関職員、市役所内関係各課長等がメンバーである。下野市のいじめ問題対策への取組についての説明、いじめ問題対策についての意見交換が主な内容であった。
- ・8月30日、オンライン下都賀地区教育長部会が開催された。夏休み明けの登校、授業の持ち方、部活動の可否等について協議、情報交換が行われた。
- ・8月31日、令和3年第3回下野市議会定例会が開会した。
- ・同日、第2回南河内中学校区小中一貫教育推進協議会が開催された。石嶋委員が会長として、挨拶、議事の進行等を行った。地域・保護者説明会結果についての報告、制服・運動着等についての協議が主な内容であった。
- ・9月2日、市議会会派代表質問が行われた。教育委員会関係では、「誇りや愛着の持てる地域のまちづくり」ということで、「下野薬師寺歴史館やしもつけ風土記の丘資料館の教育と観光を連携させた活用」についての質問があった。
- ・同日、第1回市就学支援委員会が開催された。医療関係者、特別支援学校教諭、市内小中学校特別支援学級担任、小中学校長会代表、県並びに市の福祉関係機関職員、市学校教育サポートセンター職員等が委員である。審議対象は、小学校在籍児童37名と、中学校在籍生徒2名の合計39名であった。
- ・9月3日、市議会一般質問が行われた。教育委員会関係では、石橋複合施設に係る「中高生等の自習室整備について」並びに、南河内小中学校に係る「通学路の事故対策について」、「スクールバスの時間以外での使用について」の質問があった。
- ・9月7日から9月17日まで、新規採用教職員正式採用のための訪問が実施された。下都賀教育事務所職員、稲見管理主事と共に訪問をした。この期間に、8校9名の新採教員の授業参観や面談を行った。
- ・9月7日、第6回市臨時校長会議が開催された。「臨時休校決定の判断基準」、「9月13日以降の登校に関すること」、「市対策マニュアルの修正点」等についての説明があった。
- ・9月14日、第6回下都賀地区教育長部会が開催された。10月6日に行われる下都賀地区教育委員会連合会第2回定例会で諮る、来年度の定期異動の方針や本地区の重点目標・

申合せ事項等について協議した。また、今回の緊急事態宣言発令期間後の、児童・生徒たちの登校、授業の持ち方、部活動の可否等について、協議、情報交換を行った。

- ・9月15日、祇園小学校にて教育委員の学校訪問が行われた。
- ・9月22日、第7回臨時校長会議が行われた。

以上の報告内容について、質疑等はあるか。

(石嶋委員)

健康観察アプリについて、導入初期は紙の健康観察と併用していくとのことであったが、アプリを導入し、一覧表的にクラスの子どもたちの体温等が分かるようになった後でも、朝の会での健康観察は行われるのか。

(田澤学校教育課長)

なるべく省略していく形で考えている。

(石嶋委員)

朝の会での健康観察は行うべきだと考える。以前、勤務していた大学院の学生と共に、朝の会から一日、ある学校を見学したことがあったのだが、その中で、子どもたちの顔を見ずに、健康観察簿だけを見て朝の会の健康観察を行っている先生がいた。しかし、子どもの表情を見て、声色を聞き、アイコンタクトを取りながら健康観察をしなければ、子どもたちの細かな様子は把握できない。また、健康観察はクラスの子どもたち全員に行うものであるため、そこで少なくとも一日一回は、児童生徒一人ひとりとのコミュニケーションを図ることができる。このように、子どもの様子を把握し、コミュニケーションを図る場である健康観察は、省略をせず、むしろ時間をかけて行うべきであると私は考える。

また、欠席の子どもが出た場合は、理由をクラスの全員に伝えるべきであるとも考える。個人情報の問題もあるかもしれないが、そうすることにより、次の日その子どもが学校に来たときに、クラスメイトは「もう治ったの?」「大丈夫?」など声掛けをすることができ、欠席した本人も孤立感を感じないと思われる。特に中学校では、担任と授業を担当する教員が違う場合があるため、朝の会での共有が行われないと、誰も欠席者の欠席理由を知らない状態になってしまう。健康観察アプリを導入するのもいいが、朝の会の省略はせず、子どもたちとのやりとりやコミュニケーションを丁寧に行っていくべきであると考えている。

(田澤学校教育課長)

「保護者が毎朝子どもの検温の結果を用紙に記入し、子どもに持たせ、担任が朝の会で回収し、一人ひとりの用紙をチェックし、押印をして返却する」という一連の流れは省略できるかと考える。しかし、石嶋委員の述べたとおり、子どもの顔を見ながらのやりとりは続けていかななくてはならない。必要なものは省略をしないようバランスをとり、調整していく。

(石嶋教育長)

検温を記録した用紙をチェックするにはどうしても時間がかかるため、そこを簡略化できるとよいと感じる。そして、朝の会での健康観察は、子どもたちとのコミュニケーションの一環と

して非常に重要なものであるため、続けていく。

他に質疑等はあるか。

(佐間田委員) こちらの健康観察アプリで、出欠席・遅刻・早退の連絡をすることは可能であるのか。

(田澤学校教育課長) 可能である。今まで電話での対応であった出欠席・遅刻・早退の連絡を、アプリで行うことによって、簡略化ができると思われる。しかし、数日間欠席が続いた児童生徒には、別途電話連絡を行う等の対応は続けていかなければならないと考えている。

(佐間田委員) もう一点尋ねる。部活動や授業はどの程度緩和がされるのか。一気にコロナウイルスまん延以前の形態に戻るといったことはないと思うのだが。

(田澤学校教育課長) これまで、短縮日課での5時間授業を実施してきたが、これを通常日課の6時間授業に戻す。授業の様子としては、緊急事態宣言が発出される以前の、夏休み前の形態に戻ることとなる。しかし、国の緊急事態宣言解除の状況も踏まえ、感染リスクが高い教育活動については、様子を見ながら緩和をすることとした。

(佐間田委員) 部活動の対外試合等はどうなるのか。

(田澤学校教育課長) 部活動については、当面、対外試合は実施せず、校内での活動のみとした。時間については、平日は1時間、休日は2時間になる。様子を見ながら、まずは短い時間で実施していく。

(石崎教育長) 現在、授業や部活動の他に簡略化しているのは、昼休みと清掃の時間である。こちらも授業同様、元の形へ戻していく。

また、各校の校長には伝えたのだが、現在、部活動の地区大会が迫ってきている。もし、県の警戒度レベルが3に引き下げられれば、大会に向けた対外試合は可、という県の基準も出ているため、現在、国の警戒度レベルとともに、県の警戒度レベルも注視しているところである。

他に質疑等はあるか。(特になし)

3. 議事録署名人の選任 永山委員及び熊田委員を指名

4. 前回議事録の承認

(石崎教育長) 前回議事録について、事務局より説明を求める。

(神田教育総務課課長補佐) 令和3年度第5回教育委員会定例会の議事録について、修正箇所の説明を行う。

(石崎教育長) 議事録はこのとおり承認とする。

5. 議事

(石崎教育長) 議案第31号については、個人情報に関する案件なので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定により、非公開として進めたいと思うが、よろしいか。(全委

員異議なし)

それでは、議案第31号については、非公開として進める。(教育長、教育委員、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課指導主事及び事務局職員以外は退出)

議案第31号 下野市就学支援委員会の判定結果について(第1回答申)、説明を求める。

以下、非公開

(石崎教育長)

議案第31号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第31号は原案どおり決定する。

ここで、非公開を解く。

ここでお諮りする。議案第32号 下野市立南河内小中学校スクールバス運行規程の制定について、一部議案名が変更となるが、よろしいか。(全委員承認)

それでは、議案第32号 下野市立南河内小中学校スクールバス運行規則の制定について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

当初、運行規程として制定しようと考えていたが、規則等を管轄する課から、運行規則のほうが適切という助言を受け、今回この形での議案提出となった。内容については、規程から大きく変更した部分はない。

8月中に臨時の市議会が行われ、南河内小中学校のスクールバスに関して、8ルート6台の形で運行することで承認が得られた。8ルート6台となるため、2ルートはピストン輸送の形を取る。南河内小中学校のスクールバスには、学校からの距離が2キロメートルを超える地域に住む児童が乗車できる。2キロメートル前後の地域に住む児童に関しては、距離が近いということもあり、ピストン輸送での送迎が可能ということで、事務局で計画を立て、南河内中学校区小中一貫推進協議会でも承認を得て、決定をした。

バスの運行管理者は教育長であり、バスの総括管理に当たる。利用の範囲は、学校からの距離が概ね2キロメートル以上であり、かつ別表の自治会区域に居住している児童の登下校の輸送である。今回対象区域の中には、一部が2キロメートル以内になってしまう自治会もある。しかし、同じ自治会の中で「乗れる・乗れない」の差があるのはいかがなものかということで、慎重に審議を重ね、今回は対象区域として設定した。

また、登下校の輸送の他、学校の教育計画に基づいて行われる授業・行事でもスクールバスを利用することができるとした。授業で出かける場合や、校外学習で利用することを考えている。また、1年生から4年生までのプールの授業は、当初、南河内小

中学校の敷地内に低学年用のプールを増設し行う予定であった。しかし、費用対効果を考え、増設はせず、南河内地区にある「ふれあい館」の温水プールを利用し、授業ができるよう、管理者と協議を進めているところである。この際の送迎にも、スクールバスを利用する予定である。

また、スクールバスの利用範囲については、特例規定を設けている。これから述べる3つの条件を全て満たす児童の保護者が、書類を提出することで利用申請ができる。1つ目の条件は、「別表の利用対象区域に隣接する区域に居住し、所定の乗降場所まで徒歩で行けること」である。バス停を総計21か所設ける予定であり、特例利用の場合は、新たにバス停を設けることはない。2つ目は、「登校班の構成が概ね3人以下であること」である。少人数の登校班は班の効果が出にくいということで、一定の配慮が必要だと考えられるためである。3つ目は、「通学路に人家が少なく、相当の距離に渡り一緒に登校できる登校班がないこと」である。もともと当校班が3人以下であっても、学校に向かう途中で、別の登校班と合流することができるのであれば、合流して登校することができる。そういった場合には今回の特例の対象外となる。10月下旬ごろ、利用対象児童の保護者向けに説明会を設け、利用するバス停、自宅からバス停までの経路の確認を行い、また、バス停までの経路の安全対策を講じていく。

運行計画については、別途運行管理者が定める。また、保護者の責務として、児童を安全に所定の乗降場所に送り届けるものとする。自治会単位、即ち登校班を基準として、児童にはバス停に集合してもらうことを予定しているが、やはり、学校へそのまま向かうのと、バス停へ集合するのとでは状況が変わるため、今後説明会の中で、登校班を再編制していくことを考えている。そしてその際には、児童たちが安全に所定の乗降場所へ集合できるよう、保護者に協力を依頼していく。なお、児童がバスを利用する必要がなくなった場合は、速やかに報告をしてもらう。

保護者が、「児童を安全に所定の乗降場所に送り届ける」ことについてである。国分寺西小学校が国分寺小学校に併合されて以降、旧国分寺西小区域でスクールバスを運行しているが、子どもたちが集合しバスに乗り込むまでは、最低1名の大人の方が見守りをするよう、保護者の方々に依頼をしており、その形が現在でも続いている。南河内小中学校のスクールバスでも、それと同様の形で、保護者に見守りを依頼したいと考えている。

災害、事故等が発生し、バスの運行を停止する場合は、緊急責任者として校長がその対応に当たるものとする。また、バスの業務は委託をすることができる。バス6台をリースで契約し、その後、運行管理の委託契約を業者と結ぶ予定である。なお、この規

則は令和4年4月1日から施行するが、バス利用のために必要な準備行為は、この規則の施行前でも行うことができる。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(佐間田委員)

児童の成長に伴い、バスのルートや乗降場所が変更されることはあるのか。また、もし変更をするならば、それは先生が行うことになるのか。

(田澤学校教育課長)

「児童の成長に伴い」というのは、例えば6年生の前期課程修了、新1年生の入学に伴い、児童が居住する地域の、人数の状況が変化する、ということでしょうか。

(佐間田委員)

そのとおりである。

(田澤学校教育課長)

バス停については、毎年地域の状況を確認し、設置場所の見直しを行っていくことを考えている。現在の予定では、利用する児童が1名のみバス停もある。その児童が前期課程を修了し、他の児童がそのバス停を使用することがなければ、そこは廃止となる可能性もある。そういった点も含め、利用状況や人数を調査し、毎年登校班を編制するタイミングで、バス停までのルートも設定していく。その際に不都合等があれば、バス停の場所移動も検討する予定である。

(佐間田委員)

それは、各校の先生が行うのか。

(田澤学校教育課長)

市教育委員会事務局が主体となり、学校から情報を貰い、実施する。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

(熊田委員)

バスは1台何人乗りになるのか。

(田澤学校教育課長)

1台29人乗りである。運転手を含めた人数であるため、実際に乗ることができる児童は1台につき28人である。同様のものを計6台調達する。市教育委員会でルートのシミュレーションをした際、乗り込む児童が28人ちょうどのバスもあったため、今後の転出入等で、バスの定員をオーバーすることがあれば、現在計画しているルートを変更する可能性もある。こちらも、利用対象者を集めた説明会で確認をしていく。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

(永山委員)

国分寺地区のスクールバスについても、ほとんど同様の規程がある、ということでしょうか。

(田澤学校教育課長)

そのとおりである。今回の規則は、国分寺地区の運用を参考にして作成している。しかし、異なる点もある。国分寺地区のバスは「特定旅客」という形での契約が結ばれており、この形式は、「その学校の子どもたちしか利用ができない」「校外学習で利用する場合は、目的地と学校の往復はできるが、道中多くの場所に立ち寄ることはできない」など、条件が厳しい代わりに、通常よりも安価に運行することができるものである。しかし、今回の南河内小中学校のスクールバスは、「特定旅客」ではなく通常の「自

家用」扱いで調達しており、将来的には、他の小学校の校外学習でも利用をすることを想定している。その場合は、再度規則の見直しを行っていく予定である。

(永山委員) 「自家用」扱い、ということであるが、こちらのスクールバスは、下野市のバスとしてリース契約を結ぶということによろしいか。

(田澤学校教育課長) 基本的には下野市のバスということになる。市がバスを調達し、それを運行管理業者が使用し、運行するという形になる。現在の市バスと似た形である。

(永山委員) 国分寺地区のスクールバスは、業者が所有するものなのか。

(田澤学校教育課長) そのとおりである。業者が持つバスでなければ、「特定旅客」という形の契約は結ぶことができない。国分寺地区と南河内小中学校のスクールバスでは、調達形態が異なっている。

(永山委員) もう一点尋ねる。今回の規則第2条に、「バスの運行管理者は教育長とし、バスの総括管理に当たるものとする。」とあるが、総括管理という言葉がよく分からない。このような規則においては、この言葉はよく使われるものなのか。

(田澤学校教育課長) よく使われるものである。教育長がバスの管理全般を取り仕切るという意味合いで記載している。

(石崎教育長) 議案第32号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第32号は原案どおり決定する。

続いて、議案第33号 令和4年度小・中学校職員定期異動における下野市の重点目標についてであるが、これは、下都賀地区市町教育委員会連合会での承認前のため、今回は取り下げとする。

続いて、議案第34号 下野市歴史資料等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則について、説明を求める。

(上野教育総務課長) 前回の第5回教育委員会定例会において、「押印廃止」の改正を行った規則、告示及び訓令について、教育委員の意見をもとに、押印廃止の可否について、改正するものとし、ないものを再度整理した。なお、申請者や学校長との面接による意見聴取等、手続きの実務内容を確認した上で、再整理を行った。

(山口文化財課長) 議案第34号について説明する。前回議案第29号において承認を頂いた押印廃止の改正であるが、教育長、永山委員からの指摘を受け、再度そのことについての見直しを行った。見直しをした結果、文化財法に係る歴史資料等の取扱いとして、市へ寄託・寄贈される資料については、財産に関わるものであるため、間違いがあってはならず、従前どおり署名と押印をしていただく形とした。従前の形に戻すための一部改正ということで、今回議案を提出した。

(石崎教育長) 議案第34号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第34号は原案どおり決定する。

続いて、協議事項に移る。

6. 協議事項

(石崎教育長)

(1) 令和4年度下都賀地区市町教育委員会連合会「全体研修会」における研修講師(案)について、説明を求める。

(上野教育総務課長)

令和4年度事業の準備について、下都賀教育事務所から通知があった。8月23日に開催された教育長部会において、令和4年10月6日開催予定の、令和4年度「全体研修」の講師選定等の調整方法が改正された。そしてこの通知後、直近の各市町教育委員会定例会にて、研修講師選定についての協議を行うよう依頼があった。

(石崎教育長)

研修テーマや研修講師(案)について、意見等はあるか。

(永山委員)

宇都宮出身の方なのだが、教育相談、臨床心理学、教科教育学、初等中等教育学、特別支援教育を専門とされている、立命館大学産業社会学部、現代社会学科の教授の大谷哲弘氏が、大変興味深い講話をされるそうである。

(石嶋委員)

下都賀教育事務所にもスクールサポーターが所属しており、コロナの期間中も各学校を回っていたそうである。日々、下都賀地区の学校を回り、相談業務を行っていく中で気づいたことや、コロナ禍での各校の現状・課題を講話してもらうのはどうか。

(熊田委員)

県のPTAにいた頃、全国PTA大会に参加したのだが、その際、鳴門教育大学教授で高度学校教育実践を専攻されている、阿形恒秀氏のいじめに関する興味深い講話を拝聴した。

また、平成25年8月の県教育委員会主催「いじめ防止県民大会講演」において、筑波大学教授の土井隆義氏が「現代社会構造の視点からいじめの問題を考える」と題する、興味深い内容の講話をしていた。

発達障害に関わることであれば、生涯学習文化課の人権講座で講話された、国際医療福祉大学病院小児科部長・病院教授日本小児科学会、小児科専門医の門田行史氏の話が興味深く、また、野木町さくら診療所院長の精神保健指定医、遠乗秀樹氏の話も大変勉強になるものであった。さらに、以前、国際医療福祉大学大学院教授で、保健医療学言語聴覚分野を専攻されている畦上恭彦氏に小学校で講話をしていただいたが、発達障害に関わる大変興味深い内容であった。

以上、情報として提供する。

(石崎教育長)

他に意見等はあるか。(特になし)

それでは、今回の協議内容を、10月6日開催の、下都賀地区市町教育委員会連合会第2回定例会にて共有する。

続いて、報告事項に移る。

7. 報告事項

(石崎教育長)

(1) 教育委員会後援等の承認について、説明を求める。

(上野教育総務課長)

9月現在、後援2件、共催1件を承認した旨の報告を行う。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

続いて、関連事項のため、(2) 押印を求める手続の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について、(3) 押印を求める手続の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令について、併せて説明を求める。

(上野教育総務課長)

はじめに、概要を説明する。先ほど承認された規則改正と併せ、申請手続きの中で、申請者や学校長との面接等の意見聴取などの、実務内容等を確認し、告示と訓令についても、前回の報告のとおり改正するものとし、ないものを再度整理した。これより告示、訓令の条文順に、詳細を各課から説明する。まず、告示についてである。

(田澤学校教育課長)

「下野市就学指定校変更に関する事務取扱要綱」についてである。指定校変更の手続きは、保護者本人が来庁し行うため、本人確認を取ることができる。そのため、前回の報告のとおり、押印を廃止して問題はないと判断した。

(上野教育総務課長)

「下野市教育委員会後援名義等の使用及び下野市教育委員会教育長賞の交付に関する取扱要綱」についてである。これについては、軽易な事務手続きであることから、申請者の負担軽減及び利便性の向上、業務の効率化を進めることを目的とした押印廃止は妥当であると判断した。

(田澤学校教育課長)

「下野市特別支援教育就学奨励費支給要綱」についてである。保護者が学校に申請書を提出し、学校を通して市に提出がされるため、その中で本人の確認は可能だと考えられる。そのため、これについても、前回の報告のとおり、押印を廃止して問題はないと判断した。

また、「下野市適応指導教室運営要綱」についてである。保護者から学校へ申請書が提出された後、学校の適応指導教室通級会議で、通級についての検討がされる。そして、会議にて通級適と判断された場合、市に申請書が提出される流れとなる。その中で、十分本人確認や意思確認がとれると考えられるため、これについても押印は必要ないと判断した。

(上野教育総務課長)

「下野市立小学校小規模特認校実施要項」についてである。これについては、申請を受けるにあたり、現在通学している学校長、小規模特認校の校長と協議をして判断するため、押印廃止は妥当であると考えた。

(若林スポーツ振興課長)

「下野市スポーツ推進委員選考要綱」についてである。対象としたのは「下野市スポーツ推進委員候補者履歴書」であるが、写

真を貼り付けてもらい、自署をしてもらうため、押印を省略して差し支えないと判断した。

(石崎教育長)

続いて、訓令に移る。

(田澤学校教育課長)

「下野市立小中学校文書取扱規程」についてである。この関連書類は、どれも市教委に上がってくるものであり、市教委から十分確認をすることができる。そのため、押印は省略可能と判断した。同じく「下野市学校職員服務規程」についても、市の管理下でやりとりができる内容であるため、押印省略が妥当であると判断した。

(浅香生涯学習文化課長)

「下野市学校支援ボランティアバンク設置要綱」についてである。これはボランティアバンクの登録の申請書であるため、事務手続きの簡素化、申請者の負担軽減を目的とした押印の廃止は妥当であると考えている。

続いて「下野市社会教育指導員の採用に関する規程」についてである。前回押印を廃止する報告をしたが、これは社会教育指導員の受験の申込みや採用願の様式であり、申請者の身分に関わる書類である。そのため、前回、教育長並びに永山委員から受けた指摘を踏まえ検討した結果、押印廃止は取り下げる判断をした。

(山口文化財課長)

「下野市資料館員の採用に関する規程」についてである。こちらも、先ほど生涯学習文化課長から説明があったとおり、資料館員の受験並びに雇用に関係する書類になるため、継続して押印を求める形をとることとした。

(田澤学校教育課長)

「下野市立小中学校教職員の教職員評価に関する苦情相談及び苦情申立に関する取扱要領」についてである。これについても、本人から申請が上がってくるものとなるため、本人への確認を十分取ることができる。そのため、押印は廃止して差し支えないと判断した。

続いて「下野市立小中学校事務共同実施運営規程」についてである。内容としては、報告書や実施計画書であり、学校長が把握するものである。そのため十分確認をとることができ、押印省略は妥当であると判断した。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

それでは、一点尋ねる。教職員の軽微な休みの場合は問題ないが、やはり、前回も指摘したとおり、「傷病休暇願」「病気休暇願」の押印が廃止されるのは心配である。これについて、押印の廃止は決定なのか。

(田澤学校教育課長)

校長等と十分に相談をした上で上がってくるものとなるため、手続き上の押印は廃止する判断をした。

(石崎教育長)

校長等と十分話し合いをしたはずであるのに、後になって本人から「私はこのような傷病休暇は取りたくなかった。学校長から強く言われて、休みを取ったのだ。」「そのような休暇願を書

いた覚えがない。」という主張が出た、という事例もある。そのため、長期の病気休職等に入る場合は、やはり本人の押印が必要なのではないかと考える。更に言うと、現在、精神系疾患での休職が90日を超えた場合、職場復帰訓練を受けなくてはならない。精神科の医師と連携をとりながら、最初の1か月で審査をし、次の1か月で実際の学校での訓練を行い、最後の1か月で再度、委員会において報告書から状況を判断する。計3か月で復帰できるかを判断するのである。しかし現状、90日以上精神系疾患で休職をすると、なかなか現場に戻ってくる事ができない。精神系疾患での休職は、このように重大な問題である。そのため、本人の身分に関わる、病気休暇願等は、やはり慎重に取り扱う必要があると考える。

(田澤学校教育課長) 長期の休暇になると、医師の診断書を添えての書類提出になるため、押印の省略が可能であると考えた。

(石崎教育長) 怪我や内臓系の疾患と違い、精神神経系の病気には、本人か医師でなければ、休暇・休職の期間について、的確に把握ができない側面がある。

(佐間田委員) 精神疾患系の病気の場合も、診断書がないと病気休暇はとれないのか。

(田澤学校教育課長) 7日を超える場合は、診断書が必要になる。

(近藤教育次長) 服務規程については、市の職員のものもあるため、そちらも参考にし、検討したい。

(石崎教育長) 「病気休暇願」等に関しては、再度検討をしてほしい。この場では保留としたいが、よろしいか。(全委員承認)

(永山委員) 一点述べたい。今回の報告の中で、「私の所得を調べていいですよ」と、申請者側が市に対して承諾をする書類の押印が廃止されていた。例えば市民の方から市町村に対して何かを求める場合の書類では、負担軽減として、押印を廃止するのは適切かと思うが、特に個人の権利侵害に関わるような書類に関しては、押印を省略するのは妥当ではないと感じる。今回、内閣府の押印見直しマニュアルを元に押印省略を進めているかと思うが、やはり、一般の方が組織に対して「求める」手続きと、組織側が一般の方に許可を取るような手続きは、区別しなければならないと考える。また、押印だけに注目がされているが、書類に対する「記名」と「署名」は違うものであるため、そこも注意が必要である。代筆やパソコンでの打ち込みでも、「記名」としては認められるが、「署名」としては認められない。

ただフローチャートに沿って改正を進めるのではなく、簡略化に軸足を置く手続きと、慎重さに軸足を置く手続きとを明確に分ける必要がある。しかし、これを全て検討するのは膨大な作業になると思われる。前回の定例会から今回までの期間で、全て

を見直すのは非常に難しかったらと思う。仮で運用を始め、トラブルが起こった際にその都度改正をする、という形も一つの手であるが、先ほどの教育長の休暇の話もそうであるが、一歩立ち止まり、慎重に再検討をするのも一つの方法である。

(石崎教育長)

先ほど近藤教育次長が、「市職員との兼ね合いもある」と述べたが、これは良い着眼点である。先ほどの病気休暇等に関わることだが、病気休暇の後休職に入る場合は、県教育委員会に申請書を提出しなければならない。もし、そちらで印鑑が必要であるということならば、休職願の前提となる傷病休暇願で押印が廃止されていては整合性が取れない。市職員との兼ね合いもあるが、このように、県教育委員会との整合性も考えなければならない。そちらも確認し、検討を進めてほしい。

他に質疑等はあるか。(特になし)

続いて、(4) 下野市学校情報セキュリティ委員会設置要綱について、説明を求める。

(上野教育総務課長)

資料をもとに、要綱の概要説明を行う。なお、この訓令は令和3年10月1日から施行する。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

続いて、(5) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

令和3年度全国学力・学習調査の結果が返却されたため、それについて担当の指導主事から説明をする。

(土田指導主事)

令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を報告する。

はじめに、調査の概要についてである。5月27日に小学6年生、中学3年生を対象に国語と算数・数学、質問紙調査が実施された。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止、今年度は例年より1か月遅れの実施となった。前年度までの学習内容を踏まえた調査のため、小学校においては、新学習指導要領を踏まえた内容、中学校においては、前学習指導要領の内容に関する問題が出題されている。

続いて、本市の参加状況についてである。特別支援学級在籍の児童生徒については、保護者との協議により参加の有無を決定している。また、当日欠席した児童生徒もいるため、参加人数は、市内小中学校に在籍する該当学年の児童生徒数より少ない人数となっている。とちぎっ子学習状況調査同様、適応指導教室での実施も可能であるため、当日、中学3年生の生徒が2名、スマイル教室にて実施している。

続いて、本市の結果についてである。今年度、下野市では、小・中学校ともにいずれの教科においても、県と全国の平均正答率を1ポイント以上上回る結果となった。続いて、結果の推移についてである。平成26・27年度の国語A(基礎基本を問う問題)

では、全国平均正答率を下回っていたが、平成28年以降は全てが全国平均正答率を上回っている。本市の特徴の1つとして、実施当初より、活用力を問うB問題について良好な結果を示していることが挙げられる。A問題とB問題が一体化した平成31年度以降においても、記述式や思考を問う問題で良好な結果を示している。

最後に、児童生徒質問紙の結果についてである。小・中学校69項目中、「はい」「どちらかといえばはい」のように肯定率が算出できる項目や、読書や学習時間等における項目の「全くない」以外の回答率から、県や全国平均との比較を行った。比較をしたのは62項目においてである。比較結果より、特に良好であった項目、課題と見られる項目は表のとおりである。

今後、とちぎっ子学習状況調査結果とも関連させながら結果を分析し、学校や家庭における学習指導や生活指導の工夫改善、児童生徒の更なる学力向上につなげていきたいと考えている。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

続いて、(6)令和3年度とちぎっ子学習状況調査の分析結果について、説明を求める。

(田澤学校教育課長)

前回報告した「とちぎっ子学習状況調査」の内容について、事務局にて分析した内容を併せて示した資料を今回配布した。それについて担当の指導主事から説明をする。

(土田指導主事)

令和3年度とちぎっ子学習状況調査結果の分析内容について報告する。

はじめに、各教科の分析内容についてである。3学年に共通してみられる傾向を中心的に述べる。

まず、国語の結果についてである。小・中学校ともに「書くこと」に関する問題において、県の平均正答率を大きく上回り、良好な結果を示している。要因として、各学校において、授業の中で「書く」活動を意識して位置付けたり、考えを明確にし、理由や根拠を示して書くことを意識させたりするなどの授業改善が進んでいることが考えられる。一方で、「言語に関する事項」について課題が見られた。内容としては、文法や漢字の読み書きに関する問題である。漢字指導や文法の指導においては、1回の学習だけでなく、日常の生活の中で活用を促すような指導の工夫が求められる。

続いて、算数・数学についてである。配布資料は、領域や内容別の結果については良好な傾向のもの、課題が見られるものの傾向はその学年特有の結果を示している。各学校においては、思考力を伸ばすことができるよう、児童生徒が自力で考える場や全体で考えを共有する場を効果的に設定するなどの授業改善が進んでいる。年々無解答率が減少していることから、これらの

取組の成果が現れてきていると考えられる。今後は、各学校での分析をもとに、課題が見られる領域での指導改善を図っていくことが必要だと考えられる。

続いて、理科についてである。各学年によって多少の違いはあるが、物質・エネルギーの領域や思考を問う問題において良好な傾向が見られた。実験の過程において考察の場を重視したり、考えを伝え合う場を設定したりするなどの授業改善が進められてきたことも要因の1つとして考えられる。課題の傾向から、科学的な用語の理解の定着を図ったり、学習内容を日常の生活と結び付けて考える場を設定したりするなどの指導工夫が求められる。

続いて、社会についてである。社会は中学校のみの実施となる。地理分野では世界各地の人々の生活と環境に関する領域で、歴史分野では中世の学習に関する設問で課題が見られた。前回の調査においても課題が見られた内容であること、小学校でも扱う内容であることから、下野市教育研究所の組織である小学校社会科副読本活用研究会において、市内全小学校の社会科担当者にも情報提供し、小学校においても指導の工夫を図るよう進めていく。

最後に、英語についてである。英語も中学校のみの実施となる。全体だけでなく、領域別や問題別、観点別の細かい内容においても、県の平均正答率を大きく上回る大変良好な結果となった。一方で、前回調査から引き続き課題の見られた問題もある。各学校においては、夏季休業を利用して分析を実施しており、今後は自校の結果を踏まえた授業改善が進められることを期待している。

次に、児童生徒質問紙調査の結果についてである。配布資料には、各学年の特徴と、全体的な傾向を示している。比較可能な項目で、小学校第4学年では約70%、第5学年では約80%、中学校第2学年では約90%が県の平均を上回るなど、良好な結果が見られた。

今後、各学校での指導改善に活かしていくために、各校への訪問・指導の際にこの結果を活用し、児童・生徒のさらなる学力向上に繋げていく。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(石嶋委員)

「全国学力・学習状況調査」の質問紙についてである。6ページの中学3年生における「課題が見られた内容」の項目に、「国語の授業の内容はよく分かりますか」という質問があるが、これは5教科全てで同様の質問がある、ということによろしいか。

(土田指導主事)

そのとおりである。今回は「いいえ」「どちらかといえばいいえ」というような、「授業の内容が分からない」という傾向を示

- している回答が、全国平均よりも高かった。
- (石嶋委員) 「国語の授業の内容はよく分かりますか」という質問は、生徒が「分かったと思っているか」を聞いているだけであり、本当に生徒が内容を「分かっている」のかということまでは見えてこない。国語の授業の印象だけを問うものになっているのである。
- 「先生の授業はよく分かります」と言ってくれるものの、テストの結果は100点満点中10点台という生徒もいる。本当に分かっているかどうかは、書かせなければ見えてこないのである。
- 「よく分かりますか」という質問に「はい」と答えているからといって、「分かっている」とは限らないという前提を持って、この資料は読み取らなければならない。
- (石嶋教育長) 他に質疑等はあるか。(特になし)
- (田澤学校教育課長) 続いて、(7)ALT派遣者の変更について、説明を求める。
- (石嶋教育長) 資料「令和3年度 下野市担当ALT一覧」をもとに、変更事項の説明を行う。
- (石嶋教育長) 質疑等はあるか。
- (永山委員) 表内の「給食」の部分で、「児童生徒と一緒に食べるのは○」という表記があるが、これが書かれていないALTは、児童生徒と一緒に給食を食べられないということなのか。
- (田澤学校教育課長) 中には、児童生徒と一緒に食べられないという方もいる。
- (石嶋教育長) 「給食」の部分に「豚肉×」等も書かれているが、そのような宗教上の理由とも関係するのか。
- (田澤学校教育課長) そういった方もいる。宗教上の理由で、給食で出されているものを食べることができず、弁当を持参しているが、それについては個別に食したいということで、職員室等で昼食をとっている方もいる。全員ではないのだが。
- (永山委員) 児童生徒とは食べたくないと思っているALTがいるわけではないということではよろしいか。
- (田澤学校教育課長) そこまでは把握できていない。
- (石嶋委員) では現在、児童生徒と一緒に給食を食べているのはこの表に「児童生徒と一緒に食べるのは○」と書かれている方だけなのか。
- (田澤学校教育課長) 完全にその方たちだけなのかということについては、現在確認ができないため、後日確認し回答する。
- (永山委員) 教室で子どもたちと一緒に食べる、という習慣がないのかもしれない。
- (山口文化財課長) 外国の学校では、昼食の時間は勤務時間には入れないため、子どもたちと一緒に食事をする、という形態を取らないのかもしれない。昼食の時間は自由時間である、という習慣があると考えられる。
- (石嶋委員) 「良い」「悪い」は関係なしに、一緒に食べるできない

理由を調べると良いと感じる。私たちにとっては当たり前のことが、当たり前ではないこともある。その背景は知っておかなくてはならない。

(田澤学校教育課長)
(石崎教育長)

確認する。

他に質疑等はあるか。

続いて、(8) 令和3年度教育委員会主要日程について、説明を求める。

(上野教育総務課長)

今年度も下半期に入るということで、今後の行事日程、これまでに開催された行事、行事の修正及び中止について記入した表を配布した。確認をお願いします。

(石崎教育長)
(石嶋委員)
(浅香生涯学習文化課長)

質疑等はあるか。

事前に送付された書類から変更された部分はどこか。

生涯学習文化課の行事で、いくつか中止が決まったものがある。具体的には、9月下旬以降のグリムの森フェスティバル、生涯学習センターまつり、各種セミナー等が中止になっている。

(永山委員)
(浅香生涯学習文化課長)

1月の新春書きぞめ大会はどうなるのか。

今のところ実施する予定である。従来とは形式を変え、1か所に集まることはせず、リモートで席書を行うこととした。

(石崎教育長)
(若林スポーツ振興課長)

他に変更部分はあるか。

訂正部分が1か所ある。天平マラソン大会についてであるが、こちらは1月10日から23日まで、アプリを利用し、オンライン形式で実施する。表中の表記が、10日ではなく10月となっているため、訂正する。

(熊田委員)

11月の市民芸術文化祭の開始日が20日に変更になっている。例年ならば、教育委員が出席していたかと思うが、今年は20日に集まるということなのか。

(浅香生涯学習文化課長)

市民芸術文化祭についても、収録での開催となり、集合はしない。それぞれの部会ごとに、演劇などは動画収録、作品などについては写真での撮影という形式で実施し、20日はその収録日である。そのため、式典は実施せず、参加者の方が一堂に会することもない。時間単位で集合時間を区切り、別部会の参加者同士が会うことはない。

(石崎教育長)
(浅香生涯学習文化課長)

教育委員の出席はなしということか。

そのとおりである。

(石崎教育長)
(熊田委員)

他に質疑等はあるか。

先ほど、(1) 教育委員会後援等の承認についてでも、市民芸術文化祭についての記載があったが、そちらでは開始日が10月30日になっていた。どちらが正しいものなのか。

(上野教育総務課長)

後援等承認の書類上の日付は、申請時に提出されたものである。今回の「令和3年度教育委員会主要日程」における記載が、最新のものである。

(石崎教育長) 他に質疑等はあるか。(特になし)

7. その他

(石崎教育長) (1) 成人式を迎える方への新型コロナワクチン優先接種等の案内について、説明を求める。

(浅香生涯学習文化課長) 成人式を迎える方々が、安心して成人式に参加できるよう、コロナウイルス感染拡大対策の一環として、ワクチンの優先接種・PCR検査キットの無料配布を実施することとした。まず、本年1月10日に開催を予定していた、令和3年成人式の対象者の優先接種についてである。1月の成人式が中止となり、10月31日に延期をした。10月31日の開催については、社会状況を考慮し可否を決めるということで、決定はしていないが、開催可能ということになった際、成人者の方々や保護者、地域の方が安心して参加できるよう準備を進めている。その一環として、今回ワクチンの優先接種を実施することとした。令和3年成人式の対象者については、本日9月22日までを申込の締切日とし、優先接種を9月25日、10月16日に実施する。配布したチラシについては、9月15日に対象者宛てに発送している。昨日までに、55人の申込みがあった。

次に、令和4年1月9日に予定している、令和4年成人式の対象者についてである。優先接種実施日は10月9日と10月30日である。申込期限は10月4日となる。こちらのチラシについても、既に令和4年成人式の対象者宛てに発送済みである。

最後に、PCR検査キットの無料配布についてである。市としては、まずはワクチン接種を優先して対象者に案内していくが、様々な事情でワクチンを接種できない方がいることも想定される。その場合は、なるべく式の前にPCR検査を受けて、安心して式に出席してもらいたく思い、今回PCR検査キットを無料配布することとした。また、今回無料配布するPCR検査キットについては、市内の柴にある、㈱日本理化テクノロジーズから寄附を頂いたものであることを紹介する。また、こちらのPCR検査キットの無料配布の案内についてであるが、先ほど述べたとおり、まずはワクチン接種を優先的に案内するという一方で、あえて時間差を設けることとした。ワクチンの優先接種の申込の締切が、9月22日と10月4日にあるため、その締切日以降に、PCR検査キットについての案内を対象者に送付したいと考えている。

(石崎教育長) 質疑等はあるか。

(熊田委員) 令和3年成人式対象者宛てのチラシには、ワクチンの種類が書いていない。令和4年成人式対象者宛てのチラシには「ファイザー製」と書いてあるが、令和3年成人式対象者のワクチンも同

様か。

(浅香生涯学習文化課長)
(熊田委員)

そのとおりである。

もう一点尋ねる。PCR検査キットの無料配布について、これから案内をしていくということであったが、その案内については、ワクチンを接種しなかった方だけに行うのか、それとも一律に行うのか。

(浅香生涯学習文化課長)

チラシ上では、新型コロナワクチン接種を受けていない方、ということで記載をしているのだが、実際に市教育委員会で接種の有無を確認することはできないため、窓口に来た方には一律に渡す形になるかと思う。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

続いて、(2) 天平マラソン大会について、説明を求める。

(若林スポーツ振興課長)

新型コロナウイルス感染症の関係で、昨年度に引き続き、従来の形でのマラソン大会は中止とした。その代わりに、オンラインでの天平マラソン大会を実施する予定である。開催期間は令和4年1月10日から1月23日の2週間。10キロメートルを走ったベストタイムを競う「タイムアタック部門」と、開催期間中の累積走行距離を競う「走行距離チャレンジ部門」の2つの部門を設けた。どちらでの参加も可能である。さらに部門ごとに、下野市産の牛肉やイチゴを抽選でプレゼントし、また、参加者全員に参加賞として、オリジナルTシャツをプレゼントする。10月1日から12月17日の間に、インターネットで参加の申込みができる。参加方法としては、手持ちのスマートフォンに専用アプリをダウンロードし、参加してもらう形になる。詳しくはスポーツ振興課にお問い合わせいただくか、天平マラソン大会の市のホームページを参照していただきたい。今年は多くの方に参加していただければと思っている。

(石崎教育長)

続いて、(3) オクトーバー・ラン&ウォークについて、説明を求める。

(若林スポーツ振興課長)

昨年度も参加をしたが、今年度も下野市として、オクトーバー・ラン&ウォークに参加することとした。昨年と同様に、ウォーキングの部とランニングの部に分かれている。どちらか一方への参加も、両方への参加も可能であり、10月いっぱい開催する。オクトーバー・ラン&ウォークについては、既にエントリーが始まっており、これも専用アプリをダウンロードしてもらい、参加をしてもらう形になる。昨年の開催時、アプリのダウンロード方法が分かりにくかったといった意見をいただいたため、今年度は、ランニング部門の参加ガイドである赤い冊子と、ウォーキング部門の参加ガイドである水色の冊子の2つに分け、アプリのダウンロード方法等を詳しく記載した。この冊子はホームページでダウンロードすることができる。また、各スポーツセン

ター等の窓口に配布もしてあるので、そこで手に入れることもできる。昨年は商品券を賞品としたが、今年下野市産の牛肉、いちご、旬の野菜セットを賞品として準備した。ランニング、ウォーキングそれぞれに達成距離があり、それを達成した方の中から抽選で、これらの賞品が当たる形になっている。今年もたくさんの方に参加をしていただきたいと考えている。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。(特になし)

その他に、事務局から連絡事項等はあるか。(特になし)

教育委員から連絡事項はあるか。(特になし)

それでは、以上でよろしいか。(全委員承認)

次回の教育委員会は、10月13日(水)午後1時30分からの予定とする。

本日の議事日程は全て終了した旨を告げ、午後4時50分閉会。

議事録作成者

議事録署名人

議事録署名人